

W・P・ウツダードの「国家神道」批判の解釈について

新田 均

はじめに

昭和四十年(一九六五)九月、米国クレアモント市のブレイズデル研究所が主催した国際神道学術会議「一九四五年以降の神道」にバネリストとの一人として参加したW・P・ウツダードは、『The Occupation and Shrine Shinto』と題する発表の中で、神道指令の欠陥の一つとして「国家神道」という語の使用法の混乱¹⁾を指摘した。

神道指令について精力的な研究をしておられる大原康男氏は、この指摘を解釈して、次のように書いておられる。「要するに、ウツダードは国家神道と神社神道を同一視した国家神道に関する指令の定義が間違っていると言っているのである。」²⁾

大原氏のいう「指令の定義」とは、神道指令の第二項(ハ)号の「本指令ノ中ニテ意味スル国家神道ナル用語ハ、日本政府ノ法令ニ依ツテ宗派神道或ハ教派神道ト区別セラレタル神道ノ一派、即チ国家神道乃至神社神道トシテ、一般ニ知ラレタル非宗教的ナル国家的

祭祀トシテ類別セラレタル神道ノ一派(国家神道或ハ神社神道)ヲ指スモノデアル。」を指している。

ウツダードは、一九七二年(昭和四七)に『The Allied Occupation 1945-52 and Japanese Religions』と題する著書を刊行した。本書の序文の中で、W・K・バンスもウツダードの論点について「著者は、神社神道を非国教化し、いくつかの行為や慣行を禁止した連合国最高司令官の指令が、神社神道(Shrine Shinto)と国家神道(State or National Shinto)を明確に区別することなく用いていたために、総司令部の宗教課が実現しようとしたことの本当の意図がかなりあいまいになってしまったと指摘するのである。」と述べた。

ところが、同じ序文の中でバンスは「著者がいう国体礼賛主義(Kozaishu Cult)と国家神道(State Shinto)の区別は、神道指令の起草者たちも承知していた。しかし、その文書の起草においては、用語の問題は、正確な表現に達するまで考えぬかれることはなかった。」とも述べている。

ウツダードが問題にしたのは「神社神道」と「国家神道」との区別であったのか、それとも「国体礼賛主義」と「国家神道」との区別であったのか。彼の関心が概念の明確化にあったとすれば、この相違は重大である。そこで『The Occupation and Shrine Shinto』の原文によってこの点を検討するのが本稿の目的である。

The Occupation Shrine Shinto

ウツダードは神道指令について論じた章の冒頭で、この指令の欠陥として「国家神道」(State Shinto)という用語の使用法における混乱¹⁾をあげている。

次いでこの問題を順次説明して行くのであるが、まず、神道指令の行ったことは二つあったと指摘した。その一つは「人心を非軍国主義化し、日本社会を民主化するためには、神社と政府を分離し、神社を民衆、即ち神社信仰者に返すこと」であり、もう一つが、「明治維新以来徐々に発展してきた或る種の慣行に、政府が参加すること、あるいは援助を与えることを禁じたことであった。これらの慣行は、私が「国体礼賛主義」(State Cult)と呼ばれるべきだと信じているもの——加藤博士に従えば、文部省によって主として普及され、国体神道と呼ばれるべき世俗的宗教——の一部を構成した。」と述べている。

次いで、神道指令に掲げられた順に、強制的神社参拝や「国体の本義」などの書籍の政

府による配布など、同指令で禁じられた「国体礼賛主義」を列挙した後で、次のように述べている。

「神道指令においては、これらは全て国家神道〔State Shinto〕と見なされている。」

①神道指令においては国家神道が神社神道と同一視されているため、暗黙のうちに、以上の慣行の全てが神社神道の一部を構成している。しかし、これは誤りである。」

つまり、神道指令においては、国体礼賛主義即ち国家神道と見なされ、しかも、国家神道が神社神道と同一視されたために、国体礼賛主義が神社神道の構成要素だと見なされることになったと説明し、それを誤りだと断定しているのである。彼がここで、「国体礼賛主義」と「国家神道」の区別、「国家神道」と「神社神道」の区別を問題にしているのは確かであるが、そのいづれに力点があるのかはここだけでは分からない。では、もともと先に進んでみることにしよう。

彼は後のところで、再び「この指令が行ったことは、最近の八十年間（一八七二—一九四五）の内に一つの、天皇崇拜、あるいは国体崇拜主義、(a "Cult of Emperor Worship" or "State Worship")へと発展したある種の慣行やイデオロギーに対する、政府の支援、援助、永続化、弘布を廃止することであった。」と述べている。

そしてそれに続けて、その国体礼賛主義への過程の「②第一段階は神社の国有化であり、

そしてそれによって、神社神道の信仰は国家神道となった。したがって、神社も神社神道も国体礼賛主義の一部となったが、国体礼賛主義そのものになったのではない。」と言いつつ、次いで、その第二段階は明治憲法第三条、第三段階は教育勅語の発布であったと論じている。

そして、その後で核心的な問いを發している。「国家神道（神社神道）〔State Shinto (Shrine Shinto)〕という用語と国体礼賛主義〔State Cult〕という用語の意味の違いを簡単な言葉で言えばどうなるだろうか？」

そして、こう答えている。「国家神道は、単に、内務省神祇院の管轄下にあった、それ以前に国有化されていた神社の信仰と慣行とから構成されていたにすぎない。…③このように、神社が国有化されていた間、国家神道は神社神道の信仰と慣行とから構成されていた。事実上、当時、両者の意味はまったく同じものであった。」

④しかしながら、国体礼賛主義は、その存在理由が神祇院ではなく政府、主に文部省に由来し、特殊なイデオロギーの受容と、よく整えられたある種の慣行の遵守とを要求するある種の法規によつて存在していた。それはかなり多くの神社イデオロギーや神社慣行を含んでいたが、必ずしもその全部を含んでいたわけではなく、決して神社神道と同一のものではなかった。

⑤過激論者たちによつて国民に強制された

Shinto became a part of the State Cult, but they did not become the cult.

天皇崇拜や国体崇拜儀礼の発展への第一歩は神社の国営にあった。その為に神社神道に於ける信仰的な面もまたいさおい国家神道のなものにならざるを得ないのであった。かくして神社及び神社神道、両者ともに神社儀礼の一部と化したのである。しかし単なる儀礼にはなり得なかつた。

③ Thus State Shinto consisted of the faith and observances of Shrine Shinto during the period in which the shrines were nationalized. For all intents and purposes the meaning of the two was identical at that time.

かくの如く神社が国家管理の下にあった間、国家神道は神社神道の信仰と儀式とによって構成されたと考えられる。凡つての面びわたつての意図は於ては、国家神道と国家儀礼とを同一視するの意図であった。

④ The State Cult, however, derived its raison d'être not from the Shrine Board but from the government, primarily the Ministry of Education, and existed by virtue of certain regulations which required the acceptance of a specific ideology and the observance of certain well defined practices. It included considerable shrine ideology and practices, but it did

慣行を含んだ、「国家神道」のこの側面について書く場合に、学者たちが、国体礼賛主義、大文字の、国体神道〔Kokutai Shinto〕あるいは、帝国神道〔Imperial Shinto〕というような用語を用いるならば、問題は非常に明確になると思われる。そうすれば、国家神道や国家的神道〔State Shinto and National Shinto〕という用語は、神社が国有化されていた時期の神社や神社神道の信仰を指す用語として残しておくことが可能となる。この区別が第二次世界対戦以前に存在し、戦後の公文書や公式声明において明らかにされていたならば、占領軍は神社神道を抑圧することに関心を抱いていたと日本人が考えたり、想像したりする理由はなかつたであろうし、今日、私たちがこの研究分野に関連する問題について書く場合に、その意図するところは明らかであつたであろうと思われる。」

以上の箇所から、ウッタードの意図が「国体礼賛主義」と「国家神道」の区別にあつたことは明白である。言い換えれば、彼が問題にしたのは、神道指令が第二項（八）号において行つた国家神道の定義ではなく、指令全体が「国家神道」を対象としたものだとして解釈され、この指令が「神道指令」と呼び慣わされてきたことであつた。

そして、「国家神道」と「神社神道」との区別は、国家神道が「神社が国有化されていた時期の神社や神社神道の信仰を指す用語」と理解されることによつて、「事実上、当時、

not necessarily include them all and was in no sense identical with Shrine Shinto. 然しながら国家儀礼は神祇院からではなく、ある特定の慣例儀礼或はイデオロギーの受容を強いた施政方針のお蔭をもつて、政府の、それも主に文部省からその存在理由を發したのである。それはかなりの神社イデオロギーと神社儀礼を含むものであつたが、だからとらつてそれが必ずしも神社神道と同一視される必要はなからう。

⑤ It would clarify matters a great deal if scholars in writing about that aspect of "State Shinto" which included observances that were forced on the nation by the extremists, would use some such terms as State Cult, with capital letters, Kokutai Shinto, or Imperial Shinto. Then State Shinto and National Shinto could be reserved for shrines and the Shrine Shinto faith during the period in which the shrines were nationalized. If this differentiation had existed before World War II and had been made clear in the official documents and public pronouncements following the war, there would have been no occasion for any Japanese to think or imagine that the Occupation had any interest in suppressing Shrine Shinto, and our meaning will be clear today when we write about matters related to this

両者の意味はまったく同じものであつた」として、それ程問題にはされなかつた。

米国人であるパンスが何故この点を明確に捉えることができなかったかは分からない。ただ、大原氏については二つの理由が考えられる。

一つは、神道指令第二項（八）号において国家神道と神社神道が同一視されているとの批判は大原氏自身の意見であり、その観点からウッタードの論を読んでしまつたのではなかつたかといふことである。

第二は、国語学大学日本文化研究所編の『The Occupation and Shrine Shinto』の翻訳には誤訳や脱落が多く、それを讀んだだけではウッタードの論点が読み取りにくかつたことである。そこで、以下、先に述べた私の訳の、番号と傍線を付した部分について、原文と日文研の訳とを引用しおこす。

① Since in the Directive State Shinto is identified as Shrine Shinto, by implication all the above observances constitute a part of Shrine Shinto; but this is incorrect. 神道指令以来国家神道は右記の如き儀礼は神社神道の一部を構成するものとして、神社神道と同一視されたが、これは誤りである。

② The first step in this process was the nationalization of the shrines, and the Shrine Shinto faith thereby became State Shinto. Thus, both the shrines and Shrine

field of study.

〈日文研の訳では、この部分脱落〉

おわりに

ウッタードの国家神道研究に対する最大の貢献は、神道指令の対象全体を把握するために「国体礼賛主義 (State Cult, or Kokutai Gishu)」という用語を設定して、「国家神道」はその一部あるいは、その一部分が国体礼賛主義と重なる(8)に過ぎないと主張したことにある。しかし、彼に注目した人々の間でさえ、この論点を正確に把握した人はほとんどいなかった。

『The Allied Occupation 1945-52 and Japanese Religions』を翻訳した阿部美哉氏も、ウッタードが「国体礼賛主義」について説明した本書の序章に、御自身の判断で「日本占領と国家神道の解体」という題を付けてしまっている(9)まして、大半の国家神道論者は彼の提起を全く無視して来た。村上重良氏の一連の著作などはその最たるものである。

彼の論点に賛成するか反対するかはともかく、彼の提起がもう少し真面目に取り上げられていたならば、二十年以上も後になって、葦津珍彦氏が次のように述べる必要はなかったであろう。

「その国家神道なるものは、明治以来の真摯なる神道人の志を前提源流として出発したものであるが、有力な非神道の政治権力や非神道の宗教勢力からの強いブレーキとの交錯が重なって、それらの諸力に「中和」されて、

その精神は、全く空白化されてしまった無精神な、世俗的合理主義で「無気力にして無能」なものであったといふのが歴史の真相に近い。その真相が分からないで、外国人は、在野の激しい神国意識を「国家神道」であるかと誤認して、国家神道に猛攻を浴びせた。そしてそれに合唱する国家神道反対史論が多く書かれた。これに対して、外圧の不法に反発して、国家神道を弁護しようとして、それを莊嚴に美化するような国家神道史像を多量に論文も現はれた。しかしそれは、いづれも虚像を弾圧攻撃しあるいは防衛したのではなかったかとの感がある(10)。」

註

(1) William P. Woodard, "The Occupation and Shrine Shinto," in *Proceedings of the Conference on Shinto since 1945*, September 12-16, 1965, sponsored by The Blaisdell Institute, Claremont, California, pp. 6-12.

(2) ウィリアム・ウッタード「占領と神道」(国学院大学日本文化研究所編「一九四五年以降の神道」クレーアメント国際神道学術会議の記録)昭和四十年十一月)三四頁。本書は註(1)の翻訳。

(3) 「神道指令の研究」平成五年七月、原書房、三二五頁。
(4) William P. Woodard, "The Allied Occupation 1945-52 and Japanese Religions", Leiden, 1972. 邦訳、阿部美哉『天皇と神道』

一九八八年四月、サイマル出版会。

(5) (6) 筆者(新田)訳。

(7) 以下「The Occupation and Shrine Shinto」からの引用は筆者(新田)の訳である。

(8) "The Allied Occupation 1945-52 and Japanese Religions" の草稿の一部にあたる論文を翻訳した「連合軍の占領と日本の宗教」(「国際宗教ニュース」一九七二年五・六号)には「いわゆる国家神道(国体礼賛主義)」という現象は、占領軍の指令が、神社と神官の国からの分離を命ずるとともに瓦解し、「歴史現象と化してしまった。」との一文がある(一八頁)。筆者は原文を入手していないため断定はできないが、本稿の考察の結果からして「この一文は、誤訳ないし著者のケニス・ワスではなしかと思われる。ちなみに、"The Allied Occupation 1945-52 and Japanese Religions" の中で、これに相当すると思われる箇所では次のように述べられている。

"State Shinto in the modern sense of the term came into existence at the beginning of the Meiji Restoration when the shrines were nationalized. It ended in 1946 when government control of the shrines ceased." p10.

(9) 前掲『天皇と神道』

(10) 葦津珍彦「国家神道とは何だったのか」二二三頁。
(本学講師・神道研究所所員)